

第1章 スポーツ推進計画策定の概要



第1章：スポーツ推進計画の概要

第1節 計画見直しの背景及び趣旨

スポーツは「体を動かす」という人間の本能的な要求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足感、さらには体力の向上、ストレスの解消、生活習慣病^{※1}の予防など心身の両面にわたる健康の増進に大きく寄与しています。

近年では、健康志向の高まりに比例し、多様化する市民ニーズの中でスポーツの占める比重は年々大きくなっています。同時に家族や地域住民のコミュニケーションの促進、地域社会の活性化などを進めるためのツールの一つとしても注目されつつあり、スポーツの果たす役割や重要性が増しています。

本市においては、市民誰もがスポーツを通じて健康的な生活を送れるまちを育てるため、平成19年4月に「スポーツ健康都市宣言^{※2}」を行い、平成21年12月にその具体化に向けたマスタープランとして「龍ヶ崎市スポーツ振興基本計画（計画期間：平成22年度～平成29年度）」を策定しました。この全体計画期間のうち、平成22年度から平成25年度までの4年間を前期基本計画、平成26年度から平成29年度までの4年間を後期基本計画としており、この度、計画の見直しとともに、後期基本計画を策定することになっています。

またこの間、ハード面では平成14年6月の「龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）」、平成19年4月の「龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）」に続き、平成22年5月に「龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）」がオープンし、これら3施設が総合運動公園のエリア内に計画的に整備されたことで市民のスポーツ・レクリエーションの拠点づくりが着実に進められ、現在は小・中・高校生の各種大会や、流通経済大学運動部の公式戦をはじめとするハイレベルなものから市民レベルの大会等まで、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用されています。ソフト面でも平成22年11月の総合型地域スポーツクラブ^{※3}の創設により、地域におけるスポーツ活動の受け皿が整備され、さらには、まち育ての大切なパートナーである流通経済大学とのスポーツ分野での様々な連携事業が展開されているなど、スポーツを取り巻く環境が整いつつあり、スポーツ振興施策の一層の充実が期待されています。

一方、国においては、平成22年8月にスポーツ立国の実現に向けて必要になる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略^{※4}」を策定、平成23年6月には50年ぶりにスポーツ振興法が全面改正され、議員立法により「スポーツ基本法^{※5}」が制定されるとともに、これを受けて平成24年3月には「スポーツ基本計画^{※6}」が策定されました。ここでは、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指していくことが必要であると示されており、市町村においても国等の施策と連動したスポーツ振興施策の展開が求められています。

このような中、本市では平成26年度より龍ヶ崎市総合体育館をはじめとした14の運動施設において指定管理者制度^{※7}を導入しました。今後は民間事業者等が有するノウハウを活用し、より経済性と効率性を求めつつ、時代に即応した施設運営が進められるものと考えています。また、平成31年(2019年)に本県で第74回国民体育大会^{※8}(茨城国体)が開催され、さらに同年にはラグビーワールドカップ、平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、市民のスポーツに対する意識の高まりにより、本市のスポーツを取り巻く社会環境にも大きな変化をもたらすことが予想されます。

計画の見直しに当たっては、計画の基本理念や計画が目指す将来の姿など、基本的な考え方は従来のものを踏襲しながらも、先述した背景を視野に入れながら、国等の計画内容や平成24年度に実施した市民意識調査、これまでの実績なども十分に検証して計画を見直し、後期基本計画を策定していきます。さらに今回の策定を機にスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、名称を「龍ヶ崎市スポーツ振興基本計画」から「龍ヶ崎市スポーツ推進計画(以下「本計画」という。)」に改めます。本計画は、スポーツの果たす役割の重要性を踏まえ、本市におけるスポーツのあるべき姿や未来に向けた方向性などを市民とともに共有し、協働の精神を持って取り組むための指針とするものです。

- ※1 生活習慣病……………以前は「成人病」と呼ばれたが、加齢による原因よりも食生活や運動、喫煙などに起因しているため、現在は「生活習慣病」と呼ばれる。生活習慣の改善により予防が可能。
- ※2 スポーツ健康都市宣言……………老若男女、障がいのあるなし、技術の高低などを問わず、すべての市民がスポーツに親しめる環境をつくり、楽しく健康な生活が送れるよう、本市が平成19年4月に宣言したものの。
- ※3 総合型地域スポーツクラブ……………地域の住民が主体的・自主的に組織し、運営するスポーツクラブのこと。特定のスポーツを行う単一型の地域スポーツクラブと異なり、複数の種目について個々のレベルや趣味に応じてプログラムが選べるように構成されている。
- ※4 スポーツ立国戦略……………わが国のスポーツ政策の基本的方向性を示すもので平成22年8月に策定された。①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造。②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化。③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出。④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上。⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備。といった5つを重点戦略として掲げている。
- ※5 スポーツ基本法……………昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。平成23年6月に制定、同年8月に施行。
- ※6 スポーツ基本計画……………スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。平成24年3月に策定。
- ※7 指定管理者制度……………地方自治法の一部改正(平成15年9月施行)によって、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度。
- ※8 国民体育大会……………都道府県持ち回りで毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典。国体と略される。広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的としている。

第2節 計画の役割

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく、本市における「スポーツの推進に関する計画」として位置付けられているとともに、「スポーツ健康都市宣言」の理念を実現していくためのマスタープランとしての役割を担っています。

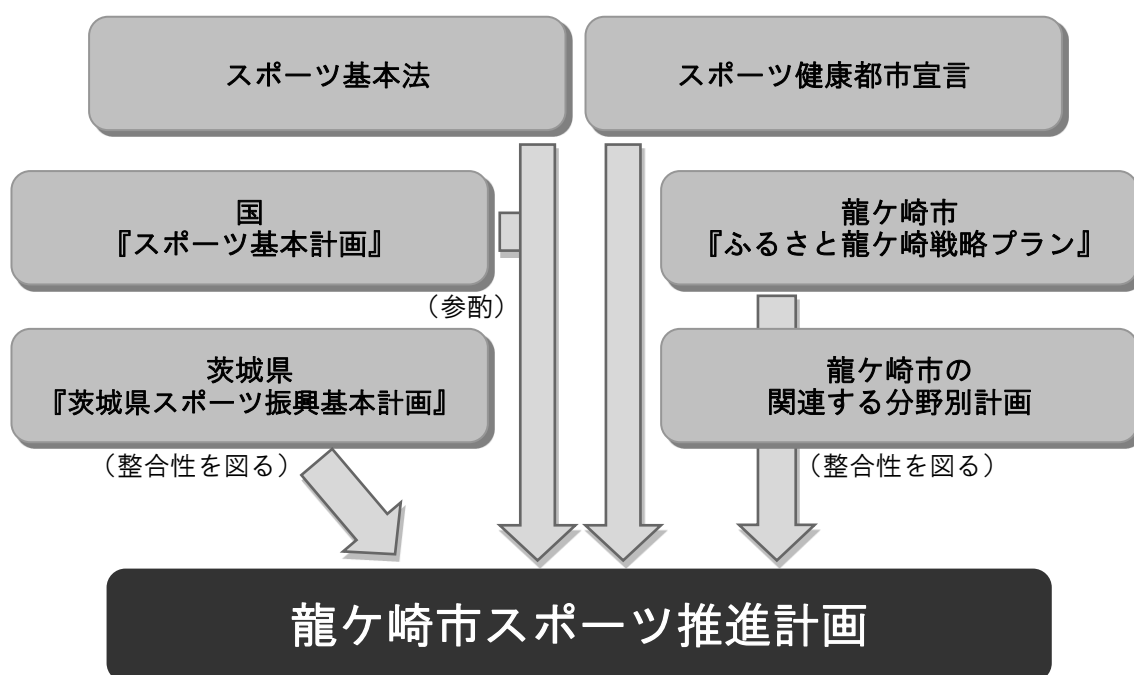
また、国の「スポーツ基本計画」を参酌するほか、県の「茨城県スポーツ振興基本計画」や市のまちづくりの基本方向を示す「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（…総合計画に代わる市の最上位計画）」をはじめとした関連する分野別計画などとの整合性を図っています。

地方スポーツ推進計画

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〔スポーツ基本法第10条第1項〕

《計画の関連図》



第3節 計画の期間

本計画は、全体計画と基本計画（前期・後期）により構成します。

全体計画

全体計画は、平成22年度を初年度とし、平成29年度までの8年間で計画期間とします。

全体計画では、基本理念、目指す将来の姿、基本施策、施策の体系等を明らかにします。

基本計画（前期・後期）

基本計画は、全体計画期間のうち、平成22年度から平成25年度までの4年間で前期基本計画、平成26年度から平成29年度までの4年間で後期基本計画とします。

基本計画（前期・後期）では、具体的な施策等を明らかにします。

□□ 計画の期間 □□

平成 22年度	23	24	25	26	27	28	29
全体計画							
前期基本計画							
				後期基本計画			
				～ 見直し ～ 